

一般社団法人日本側彎症学会学術集会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人日本側彎症学会定款第51条の規定に基づき、一般社団法人日本側彎症学会が開催する学術集会の運営等に関する事項について定める。

(名称)

第2条 各学術集会は、慣用としてそれぞれ「学会」と称することができる。

(会長代行者の選任等)

第3条 在任中に会長等に事故があったときは、理事長は、理事会の承認を得た上で、会長等を代行する者（以下「会長等代行者」という。）を選任するほか、その学術集会の開催に支障を及ぼさないよう措置を講ずることとする。

2 会長等代行者を選任したときは、理事長は、その旨を選任後最初に開催される定時評議員会に報告しなければならない。

3 会長等代行者は、被代行者たる会長等に代わって、この規則に定める当該会長等に係る権限を行使する。

4 会長等代行者の任期は、その選任後最初に開催される定時評議員会の終結の時までとする。

(会長選出)

第4条 会長候補者は役員、または評議員でなければならない。

2 学術集会には、理事会で選任し評議員の承認を得た会長、次期会長、次々期会長、次々々期会長および次々々々期会長（以上をまとめて会長群という。）を置く。

3 次々々々期会長は総会の3ヶ月前までに立候補あるいは推薦の届けを事務局に提出する。

4 前項の申請に当たっては、申請者は、現に理事・監事の地位にある者2名の推薦状を添えて、立候補届及びその所信を記載した書面並びにその他所定の書類を提出しなければならない。

5 当法人の評議員であり、かつ、選任される日の属する年の9月1日の時点で60歳未満である者は、次々々々期会長(5年後の会長)に選任されることができる。

- 6 会長が任期中に 66 歳を超えても、当該任期の末日までは、当該会長はその地位にとどまることができる。
- 7 会長は、この規則に定めるところに従って学術集会の開催及び運営に関する事項を決定するほか、開催された学術集会を主宰する。
- 8 会長の任期は、自らが主宰する前年の学術集会終了の日の翌日から、自らが主宰する学術集会（次回の定例学術集会）が終了の日までとする。
- 9 会長の任期が満了したときは、次期会長が当然に会長に就任する。
- 10 次期会長が会長に就任したときは、次々期会長が当然に次期会長に就任する。
- 11 次々期会長が次期会長に就任したときは、次々々期会長が当然に次々期会長に就任する。
- 12 次々々期会長が次々期会長に就任したときは、次々々々期会長が当然に次々々期会長に就任する。

（改廃）

第 5 条 この規則は、理事会の決議によって変更することができる。

- 2 この規則に定めがなく、実施上補足を要する事項については、その都度理事会の定めるところによる。

（選挙及び選挙管理委員会）

第 6 条 次々々々期会長は、評議員の投票による選挙の決議によって選出する。

- 2 会長予定者が欠けたときは理事会の承認を得たうえで、前項と同様とする。

- 3 前 2 項に定める選挙（以下「学術集会会長等選挙」という）の事務を取り扱うため、理事会は、その決議により、学術集会会長等選挙管理委員会（以下単に「選挙管理委員会」という。）を置く。

- 4 選挙管理委員会は、学術集会会長等選挙に関する事務を管理する。選挙管理委員会の委員は、庶務担当理事ならびに監事 1 名、その他 2 名とする。庶務担当理事は選挙管理委員長となり、庶務担当理事以外の 3 名は、理事長が任命する。任期は 1 年とし、再任を妨げない。

- 5 学術集会会長等選挙は、選挙管理委員会が定める日時及び場所において、評議員会とは別に行う。

- 6 選挙の日が属する年（以下「選挙年」という。）の 4 月 1 日の時点で評議員の地位にあった者で、かつ、選挙の日にその地位にある者は、学術集会会長等選挙の選挙権を有す

る。当該評議員のうち、前項の日時及び場所に参集した者は、投票をすることができる。

(会長等の選挙の告示)

第7条 次々々々期会長を選出しようとするときは、選挙管理委員会は、選任年の5月31日(ただし、それが困難な事情があるときは、選挙の日の2か月前)までに、選挙権を有する評議員に対してその旨を適当な方法で通知(告示)するものとする。

(当選人の決定及び投票)

第8条 学術集會会長等選挙においては、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、当選人となるには、全投票数から白票数及び無効票数を控除した数の過半数の得票がなければならない。

- 2 投票は、各学術集會の会長、次期会長又は次々々々期会長毎に、1人1票とする。
- 3 投票の方法は、選挙管理委員会がこれを定める。
- 4 投票の結果、第1項の定める要件を満たさなかったときは、決選投票を行う。
- 5 前項に定める決選投票は、投票の結果得票の多い候補者上位2人のみ(ただし、候補者が1人であるときは1人)を候補者として扱い、改めて投票を行う方法による。

附則

この改正規則は、令和4年11月3日から施行する。

(令和4年11月3日理事会承認)

令和4年11月3日改正